

議案第27号

世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

幼稚園教育職員及び教育委員会が任用する会計年度任用職員を対象とした分限懲戒審査委員会を設置するための規程を制定するため、本議案を提出する。

世田谷区教育委員会訓令甲第 号

教育委員会事務局  
教育機関

世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程を次のように定める。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程

(設置)

第1条 世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する幼稚園教育職員(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第21号)第2条に規定する職員をいう。)及び会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)(以下「幼稚園教育職員等」という。)に対する分限及び懲戒に関する処分の実施について、その適正を期するため、世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(掌理事項)

第2条 審査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、幼稚園教育職員等に対する次に掲げる処分について審査し、答申する。

地方公務員法第28条の規定に基づく幼稚園教育職員等の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分

地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分

(組織等)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

教育政策・生涯学習部長

学校教育部長

教育総合センター長

学識経験者1人

- 2 審査委員会に委員長を置き、学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる者(以下「委員」という。)以外の事案に関係のある者の出席を求め、意見を徴することができる。

(職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ定めた順序により、委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第6条 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審査委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 審査委員会は、前項の規定による決定の前に、あらかじめその会議に係る事案に関する服務監察(世田谷区教育委員会職員服務監察規程(令和5年3月世田谷区教育委員会訓令甲第 号)第2条第1号に規定する服務監察をいう。)を担当する職員の意見を徴するものとする。

(除斥)

第7条 委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その議事に参与することができない。ただし、審査委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(幹事)

第8条 審査委員会に幹事を置き、学校職員課長の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事は、委員長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、学校職員課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会規程の廃止)

- 2 世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会規程(令和元年8月世田谷区教育委員会訓令甲第2号)は、廃止する。